

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

冬になる前に「新しい生活様式」を再確認！

冬に向かうにつれて、新型コロナウイルス感染症と併せて注意すべきなのが「季節性インフルエンザ」です。どちらも基本的な感染予防は同じです。

○人と人との間隔を2メートル以上とる

○症状が無くても日ごろからマスクを着用する

○会話は真正面を避ける



○石けんで30秒程度の手洗いをする

○人混みから帰宅したら洗顔を忘れずに行う

○外出先では備え付けの

アルコール消毒などを活用する



○1時間ごとに5分など、こまめに換気をする
換気がおろそかになりがちな冬場も忘れずに

○外出前に検温し、37.5度以上あるときや体調不良のときは外出を控える



○バランスの良い食事や十分な睡眠を心がける



町では、高齢者を対象とした季節性インフルエンザの予防接種を行います。詳しくは、13ページをご覧ください。

事業所のみなさんへ「感染防止宣言ステッカー」のご案内

接待を伴う飲食店などの飲酒を伴う店でクラスターが発生しています。事業所における継続した感染防止対策の徹底をおねがいします。

県では、適切な感染防止対策を行っていることを示す「感染防止宣言ステッカー」を交付しています。対策を実施し、ステッカーを掲示しましょう。

【感染防止宣言ステッカーのダウンロード方法】

- (1) 県ホームページ「感染防止宣言ステッカー」にアクセスし、申請フォームに必要事項を入力する。
- (2) 入力したメールアドレスに、本申請のためのURLが届く。
- (3) 画面に従い、基本情報や感染防止対策チェックシートを入力し、本申請を完了する。
- (4) メールで「感染防止宣言ステッカー」交付のためのURLが届いたらアクセスし、ダウンロードする。
- (5) 印刷し、目立つところに掲示する。

【注意点】

- 県または関係機関が施設(店舗)を訪問し、感染防止対策の確認をする場合があります。
- 虚偽または不適切と判断した場合は、ステッカーの使用を禁止します。

【問い合わせ先】

県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口

☎0570-783-019

受付日時 月曜日～金曜日の午前9時～午後8時



事業収入が減少した中小事業者等に対する令和3年度固定資産税の軽減

新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業収入が減少した中小事業者等は、一定の要件を満たせば令和3年度固定資産税の特例措置の適用を受けることができます。

詳細や申告書の様式は、町ホームページをご覧ください。

(1) 軽減対象となる固定資産税

事業用家屋および償却資産にかかる令和3年度の固定資産税

(2) 軽減対象者および軽減率

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年同期間の事業収入と比べて、30%以上減少している中小事業者等

【30%以上減少】 2分の1

【50%以上減少】 全額

(3) 軽減申請の流れ

①軽減要件を満たしていることについて、認定経営

革新等支援機関等^(※)の確認を受ける。(申告書に確認印が必要)

②申告書、収入減を証する書類(会計帳簿など)とともに、町に提出する。

(※)認定経営革新等支援機関等とは

専門知識や実務経験が一定レベル以上の個人、法人等に対し、国が認定する公的な支援機関です。商工会や商工会議所など中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士などが主な認定支援機関として認定されています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

(4) 受付期間

令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

(5) 提出方法 窓口、郵送(当日消印有効)

(6) 提出・問い合わせ先

役場税務課固定資産税担当

☎963-1731(直)

中小企業者向け 雇用維持のための専門家助言事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業のみなさんが抱える雇用維持の課題解決に向けて、訪問支援や各種助成金の相談会開催など専門家によるコンサルティング支援を行います。雇用調整助成金や働き方改革推進支援助成金などの申請に関するアドバイスも実施しています。

【問い合わせ先】

雇用維持のための専門家助言事業運営事務局
(福岡県委託事業)

☎715-4383 FAX 741-5609

メール kyushu@lec-jp.com

新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」をダウンロードしましょう



iPhone
(App store)



Android
(Google play)